

平成30年4月19日

海賊版サイトのブロッキングに関する声明

NGN IPoE協議会

会長 石田 慶樹

平成30年4月13日(金)に「知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議」が開催され、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」が決定されました。これについて、犯罪対策閣僚会議のWeb(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/>)に掲載されている「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」の概要によりますと、

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、緊急避難(刑法第37条)の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

(※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。)

3. ブロッキング対象ドメインについて

当面の対応としては、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。

とされております。

しかしながら、事業者の自主的な取組において、違法性が阻却されるかどうかの判断は司法の場で下されるものであります。また、「極めて重大な被害を拡大させている」という点についても検証可能な十分なデータが提示されておられません。さらに「法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置」を行うとしても、法制度整備は立法の場で行われる必要があり具体的な内容や時期については何ら決定されたものは存在していません。

このような状況に鑑みるに、事業者が自主的な取組によりブロッキングを行うことは、通信の秘密の侵害のみならず、表現の自由の萎縮や実質的な検閲の導入を招きかねないものであります。ブロッキングという手段自体も様々な技術的・制度的課題を抱えており、実施に当たって混乱を招かないためには十分慎重に進める必要があります。ブロッキングの対象となるサイトについても、そのサイトを具体的に公表することはブロッキングの抜け道

を提供することにつながりかねない問題をはらんでいます。したがって、今般の自主的な取組による性急なブロッキングの実施には反対します。

海賊版サイトは、明確に他者の権利を侵害しており、決して許されるものではありません。それらのサイトの無効化を図り被害をなくすためには、司法、立法、行政さらにはコミュニティやグローバル・ガバナンスなどありとあらゆる機関・機能・方策を利用して犯罪を行っているサイトを停止すべきであり、ブロッキングの安直な導入に頼るべきではありません。

以上